

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和8年
7月21日
(火曜日)

目次

○告示	一
漁業災害補償法第百八条第二項の規定による同意（農林水産政策課）	一
通行する車両の総重量の最高限度が二十五トンである道路の指定（道路整備課）	一
通行する車両の高さの最高限度が四・一メートルである道路の指定（道路整備課）	一
新山口駅北地区市街地再開発組合の解散の認可（住宅課）	二
○公告	二
一般競争入札の実施（デジタル・ガバメント推進課）	二
県営西ヶ谷地区農村地域防災減災事業計画書の縦覧（農村整備課）	三
契約の締結（物品管理課）	三
○選管告示	三
政治団体の名称等	五
政治団体の異動事項	五
解散等に係る政治団体の名称等	六
資金管理団体の名称等	七
資金管理団体の異動事項	七
政治資金規正法第十九条第三項第二号に該当する旨の届出があった資金管理団体の名称等	七

山口県告示第百九十三号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。）第百八条第五項において準用する法第百五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の区



域及び区分について法第百八条第二項の規定による同意があったと認めた。

令和八年七月二十一日

山口県知事 村岡 嗣政

区	域	区	分
和久区域	法第百四条第二号に掲げる漁業		

山口県告示第百九十四号

車両制限令（昭和三十六年政令第百六十五号）第三条第一項第二号イの規定により、通行する車両の総重量の最高限度が二十五トンである道路を次のとおり指定する。

令和八年七月二十一日

山口県知事 村岡 嗣政

路線名	区	間	指定の期日
山口阿知須道 宇部線	山口市小郡花園町七の三地先から 同市小郡黄金町一三の七地先まで		令和八年七月二十一日

山口県告示第百九十五号

車両制限令（昭和三十六年政令第百六十五号）第三条第一項第三号の規定により、通行する車両の高さの最高限度が四・一メートルである道路を次のとおり指定する。

令和八年七月二十一日

山口県知事 村岡 嗣政

路線名	区	間	指定の期日
一般国道 二六二号	萩市大字明木字河内森二六二六の一地从先から 同市同大字字小津原三六九六の三地从先まで		
一般国道 一九〇号	美祢市美東町絵堂字北山一〇九三三の一地从先から 同市同町字山崎一四七九地先まで		

県道 萩秋芳線	美祢市美東町絵堂字山崎一四七九地先から 萩市大字明木字味能二五七三の一地主まで
県道 萩島櫛ヶ浜 停車場線	萩市大字明木字小津原三六九六の三地主から 同市大字椿字田村二二三七の一地主まで
県道 宮野大蔵線	同市大字栗屋字開作南七九九の一地主から 同市 同大字 同字七九七の一三地主まで 山口市朝田字三田地九〇二の一地主から 同市宮野下字田中三一三〇の一地主まで

令和八年七月二十一日

山口県告示第二百九十六号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第四十五条第四項の規定により、新山口駅北地区市街地再開発組合の解散を認可した。

令和八年七月二十一日

山口県知事 村岡 嗣 政



(一七六) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

令和八年七月二十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 入札に付する事項

次に掲げる物品等の借入れ

(一) 物品等の名称及び数量

ネットワークパソコン 三千七百五十九台

(二) 物品等の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 使用期間

令和九年二月一日から令和十四年一月三十一日までの間

(四) 使用場所

二 入札参加資格

山口県総合企画部デジタル推進局デジタル・ガバメント推進課ほか百八十四箇所入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。）第六百六十七條の四第一項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(二) 政令第六百六十七條の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（令和七年山口県告示第二百九十四号）又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示（令和七年山口県告示第三十七号）に基づく資格審査において、パソコン・ネットワーク機器類について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの競争入札参加資格を有する者であること。

(四) 令和八年七月二十一日から同年九月一日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県総合企画部デジタル推進局デジタル・ガバメント推進課

四 入札説明書及び仕様書の交付

令和八年七月二十一日午前九時から同月三十一日午後五時まで、山口県総合企画部デジタル推進局デジタル・ガバメント推進課のホームページの「ネットワークパソコン 一般競争入札の実施」に掲載することにより行う。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県総合企画部デジタル推進局デジタル・ガバメント推進課

(三) 受領期限

令和八年八月三十一日午後五時（入札書を持参する場合は、令和八年九月一日午前十時）

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県健康福祉部三号会議室

(二) 日時

令和八年九月一日午前十時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則（昭和三十九年山口県規則第五十四号）第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) 契約保証金

免除する。

(五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、令和八年八月七日午後五時までに山口県会計管理局物品管理課（電話〇八三一九三三―三三九六〇）に申請書を提出すること。

(六) 詳細については、山口県総合企画部デジタル推進局デジタル・ガバメント推進課（電話〇八三一九三三―一三二八）に問い合わせること。

十一 Summary

(1) Division in charge of the contract: Digital Government Promotion Division, Digital Promotion Bureau, General Planning Department, Yamaguchi Prefectural Government

(2) Nature and quantity of the products to be leased: 3,759 sets of network personal computers

(3) Period of use: From February 1, 2027 to January 31, 2032

(4) Place of use: Digital Government Promotion Division, Digital Promotion Bureau, General Planning Department, Yamaguchi Prefectural Government and 184 other locations

(5) Division in charge of the procurement and Contact point for the notice: Digital Government Promotion Division, Digital Promotion Bureau, General Planning Department, Yamaguchi Prefectural Government, (Tel. 083-933-1328)

(6) Deadline for tender submission: 5:00 P.M. August 31, 2026 (If brought in person: 10:00 A.M. September 1, 2026)

(一七) 県営西ヶ谷地区農村地域防災減災事業計画書の縦覧

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営西ヶ谷地区農村地域防災減災事業を行うための土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

令和八年七月二十一日

山口県知事 村岡 嗣政

一 縦覧に供する書類

県営西ヶ谷地区農村地域防災減災事業計画書の写し

二 縦覧の期間

令和八年七月二十二日から同年八月十日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課のウェブサイト

(一七八) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

令和八年七月二十一日

山口県知事 村岡 嗣政

一	事務を担当する課の名称及び所在地 会計管理局物品管理課 山口市滝町一番一号
二	落札に係る物品等の名称及び数量 学習者用タブレット端末 千三百五十台
三	契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
四	落札者を決定した日 令和八年五月十八日
五	落札者の名称及びその主たる事務所の所在地 富士フイルムビジネスイノベーション・ジャパン株式会社 東京都江東区豊洲二丁目 二番一号
六	落札金額 八千四百九十四万二千元
七	入札公告日 令和八年四月七日
八	その他 (一) 契約担当者 山口県知事 村岡 嗣政 (二) 調達方法 購入 (三) 落札方式 最低価格
一	事務を担当する課の名称及び所在地 会計管理局物品管理課 山口市滝町一番一号
二	落札に係る物品等の名称及び数量 教職員用タブレットパソコン 千七百八十五台
三	契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
四	落札者を決定した日 令和八年五月十八日
五	落札者の名称及びその主たる事務所の所在地 株式会社大塚商会 東京都千代田区飯田橋二丁目一八番四号

六	落札金額 三億九千二百三十万七千三百円
七	入札公告日 令和八年四月七日
八	その他 (一) 契約担当者 山口県知事 村岡 嗣政 (二) 調達方法 購入 (三) 落札方式 最低価格
一	事務を担当する課の名称及び所在地 会計管理局物品管理課 山口市滝町一番一号
二	落札に係る物品等の名称及び数量 刑事手続ＩＴ化用端末装置 一式
三	契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
四	落札者を決定した日 令和八年五月二十二日
五	落札者の名称及びその主たる事務所の所在地 株式会社常盤商会 宇部市新町二番一号
六	落札金額 七千九百七十二万五千八百円
七	入札公告日 令和八年三月十日
八	その他 (一) 契約担当者 山口県知事 村岡 嗣政 (二) 調達方法 購入 (三) 落札方式 最低価格



山口県選挙管理委員会告示第七十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第二項の規定による届出があった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和八年七月二十一日

山口県選挙管理委員会委員長 黒 藤 邦 彦

政治団体の 名 称	代表者の 氏 名	会計責任 者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	備考 (届出 年月日)
水津ますみ後援会	三好 忠之	本常 淳子	萩市大字椿3/45の3		令和8、 4
内山慶太郎後援会	内山慶太郎	内山慶太郎	下松市美里町2丁目4番5号		” 10
酒本けいの後援会	酒本 慧音	串崎 徹	下関市丸山町5丁目4番5号		” ”
藤本正和後援会	藤本 正和	藤本 清子	山口市仁保下郷7/16の4		” ” 23
矢元けんご後援会	高木 裕太	松原 史好	” 宮野下/05の3		” ” 25
末岡恵後援会	末岡 恵	安本 政人	岩国市元町 / 丁目2番1/2号		” 4、 1
たつかわまさふく後援会	達川 政福	達川 政福	防府市新橋町8番20号		” ”
辻孝弘後援会	辻 孝弘	辻 孝弘	岩国市幸の木町4丁目83番/0号		” ”
しのだ知宏後援会	篠田 知宏	加藤 壽彦	下関市上田中町4丁目 / 番6号		” ” 2
的場さとし後援会	二階堂哲治	的場由宇子	岩国市南岩国町2丁目8番7ー1/号		” ” 3
岩国の緑と水を守る	藤元五輪生	藤元 紀子	” 多田 / 丁目/08番2号		” ” 7
深井志保後援会	深井 志保	深井 健広	周南市鞆町2丁目2		” ” 30

山口県選挙管理委員会告示第七十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による届出があった政治団体の異動事項は、次のとおりである。

令和八年七月二十一日

山口県選挙管理委員会委員長 黒 藤 邦 彦

政治団体の名称	代表者の 氏 名	異動事項	異 動 内 容		備考 (異動 年月日)
			新	旧	
竹下しゅん後援会	竹下 均	会計責任者	竹下 杏実	瀬口 杏実	令和7、 26
下村ひでき後援会	窪田 幸司	代 表 者	窪田 幸司	芳川 修栄	” 8、 1
井原健太郎後援会	井原健太郎	事 務 所	柳井市古閑作4/5の4ー503	柳井市南町 / 丁目7番5ー203号	” ” 20
北永千賀後援会	北永 千賀	代 表 者	北永 千賀	北永麻衣子	” 11、 23
		会計責任者	”	”	
自由民主党山口県自動車販売支部	佐藤 宏彦	代 表 者	佐藤 宏彦	大原 敏之	令和8、 6
みんなであつくるやまぐち	千葉 まり	事 務 所	山口市小郡新町 / 丁目/0番1/号	山口市中央2丁目6番27号	” ” 10
日本共産党山口県委員会	吉田 貞好	”	” 小郡中央通3番/6号	” 小郡下郷373の5	” ” 14
山口県日本共産党後援会	藤永 佳久	”	”	”	” ”
山口県獣医師連盟	中村 滋	”	” 小郡本町2丁目/2番8号	” 小郡下郷/080の3	” ”
幸福実現党防府後援会	中村 義則	会計責任者	宮本 照美	桑原佐代子	” ” 28
みやもとてるみ後援会	打道 匠	”	”	”	” ”
瀧川勉後援会	山崎 積	代 表 者	山崎 積	山根 康夫	” 3、 1
自由民主党山口県岩国市第二支部	橋本 尚理	会計責任者	松村 康宏	辻村 亘宏	” ”
橋本尚理後援会	”	”	”	”	” ”

山口県獣医師連盟	中村	滋	〃	柳澤 郁成	酒井 理	〃	〃	〃
自由民主党光支部	河野	亨	〃	内山 美樹	魚本 辰徳	〃	〃	〃
参政党山口第2支部	片山	俊彦	〃	山本 政明	八代啓太郎	〃	〃	〃
自由民主党山口県光市第一支部	河野	亨	〃	内山 美樹	魚本 辰徳	〃	〃	〃
河野とおる後援会	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
参政党山口第3支部	中野	智生	代 表 者	中野 智生	白石 創	〃	〃	8
参政党山口第1支部	黒瀬 憲頭	代 表 者	事 務 所	防府市大字浜方740	宇部市東藤曲2丁目2番13号	〃	〃	27
			代 表 者	黒瀬 憲頭	永田 展久			
			代 表 者	山縣 潤	井原 卓矢			
参政党山口第3支部	中野	智生	〃	内藤 恵	岡村 里恵	〃	〃	28

山口県選挙管理委員会告示第七十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定による届出があつた解散等に係る政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和八年七月二十一日

山口県選挙管理委員会公告第 号 第 号

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
神田栄治後援会	河村 邦久	久保 敏之	熊毛郡田布施町大字波野1700の6	令和7、2、26
ひらた陽道後援会	平田 陽道	平田由紀恵	下関市彦島福浦町2丁目5番35号	〃12、9
笹木慶之後援会	村上 昭治	笹木 充子	山陽小野田市大字厚狭3674	〃 25
田中ちあき後援会	田中 千秋	田中 千秋	長門市仙崎19920の1	〃 31

林直人後援会	松田 隆志	〃	林 直弓	林 幸子	〃	2
山本りょうま後援会	山本 滯馬	事務所	柳井市柳井2031の1	柳井市古開作581の3	〃	〃
彦好会	長本 好政	名称	彦好会	長本好政後援会	〃	7
池田ゆたか後援会	池田 豊	事務所	防府市中央町4番1号	防府市惣社町1番42号	〃	16
鳥養ゆうや後援会	鳥養 祐矢	〃	山口市宝町4番34-4号	山口市吉敷下東2丁目3番32号	〃	19
		会計責任者	北條 宏明	藤田 昌彦	〃	〃
しのだ洋司後援会	河村 達丸	〃	阿座上卓己	上田 尚	〃	21
夢と活力あふれる美称市政を実現する会	田邊 正春	〃	〃	〃	〃	〃
自由民主党美川支部	片山 原司	〃	福田 利光	広森 英二	〃	24
参政党山口県支部連合会	水津 真澄	〃	森田ゆかり	末廣 純子	〃	30
自由民主党美称支部	織田 浩久	代表者	織田 浩久	森中 克彦	〃	31
なおの克後援会	猶野 克	事務所	宇部市恩田町2丁目6番12号	宇部市錦町5番5号	〃	〃
桂まこと後援会	桂 誠	〃	下関市豊北町阿川35135の2	下関市豊北町滝部851	〃	4、1
山口県神谷まさゆき後援会	山本 晃之	代表者	山本 晃之	吉田 カ久	〃	〃
自由民主党薬剤師支部	〃	〃	〃	〃	〃	〃
藤井ひろし後援会	藤井 洋子	〃	藤井 洋子	藤井 実芳	〃	〃
山口県本田あきこ後援会	山本 晃之	〃	山本 晃之	吉田 カ久	〃	〃
山口県薬剤師連盟	〃	〃	〃	〃	〃	〃
山口県社会福祉政治連盟	隅 喜彦	事務所	山口市青葉台3番3号	山口市楠木町2番22号	〃	〃
		会計責任者	大倉 福恵	山本 敏和	〃	

西村 容子後援会	西村 容子	西村 高志	阿武郡阿武町大字宇田2167の4	〃	〃
上田けんじ後援会	上田 研司	横山 周太	山口市小郡下郷824の9	令和8、28	〃
西島孝一後援会	俵 吉郎	佐々木 清	萩市大字平安古町197の3	〃 3、18	〃
ひがなつみ山口県後援会	小山 茂幸	竹田津和裕	山口市吉敷下東1丁目4番1号	〃	23
徳並伍朗後援会	永田 卓郎	波多野光久	美祿市於福町上4163の3	〃	31
森中克彦後援会	森中 克彦	柳井 清治	〃 大嶺町北分604の2	〃	〃

山口県選挙管理委員会告示第八十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第二項の規定による届出があった資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

令和八年七月二十一日

山口県選挙管理委員会委員長 黒 瀬 邦 彦

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資 金 管 理 団 体			備考 (指年月日)
		名	称	主たる事務所の所在地	
藤本 正和	山口市議会議員	藤本正和後援会		山口市仁保下郷7716の4	令和8、3、18
末岡 恵	岩国市議会議員	末岡恵後援会		岩国市元町1丁目2番12号	〃 4、1
藤元五輪生	〃	岩国の緑と水を守る	〃	多田1丁目108番2	〃 〃

山口県選挙管理委員会告示第八十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項の規定による届出があった資金管理団体の異動事項は、次のとおりである。

令和八年七月二十一日

山口県選挙管理委員会委員長 黒 瀬 邦 彦

資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異 動 事 項	異 動 内 容		備考 (年月日)
			新	旧	
井原健太郎	井原健太郎後援会	事 務 所	柳井市古開作415の4-303	柳井市南町1丁目7番5-203号	令和7、8、20
山本 澤馬	山本りょうま後援会	〃	〃 柳井 2031の1	〃 古開作 581の3	令和8、2

山口県選挙管理委員会告示第八十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項の規定による届出があった同項第二号に該当する資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

令和八年七月二十一日

山口県選挙管理委員会委員長 黒 瀬 邦 彦

資金管理団体の届出をした者の氏名	資 金 管 理 団 体 の 名 称	備考 (資金管理団体でなくなった年月日)
平田 陽道	ひらた陽道後援会	令和7、12、9
森中 克彦	森中克彦後援会	令和8、3、31

令和八年七月二十一日
印刷
発行

発行人
所

山口県
知事
庁